

第5回 滋賀県社会教育委員会議 概要

〔日 時〕 令和元年9月3日（火）

14:00～16:00

〔会 場〕 県庁北新館5-C会議室

【出席委員（五十音順）】

安達 みのり委員	板倉 正直委員	上村 文子委員	北脇 泰久委員
久保川 雅子委員	中村 哲委員	茶谷 えりか委員	成田 賀寿代委員
松浦 洋子委員	横山 幸司委員	鷲田 新介委員	(11名)

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

(2) 審議テーマ

「全ての教育の出発点である家庭教育に期待される役割について」にかかる討議

○本日の審議主題説明

○報告「第4回までの審議内容」について

・審議内容の確認（第4回の審議要点報告）

○討議 提言(素案)について

・提言の構成について

・提言（素案）の内容について

・具体的な方策のために

・議長総括

3 その他、諸連絡

○連絡事項

4 閉 会

○課長挨拶

【別紙資料】

資料1：第5回社会教育委員会議の審議について 資料2：社会教育委員会議の審議経過

資料3-1：提言の骨子(案)（第4回提出） 資料3-2：提言（素案）

資料4：困難な課題を抱える家庭・子どもを支える支援（仮案）

別 添：家庭教育支援チームリーフレット

別 添：「おうちで読書」ブース出展チラシ

令和元年度 第5回滋賀県社会教育委員会議 議事概要

(事務局)

皆様こんにちは。

本日は大変お忙しいところ、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまより、第5回の滋賀県社会教育委員会議を始めさせていただきたいと思います。

会議の開会に先立ちまして、本会議の公開について、確認をさせていただきます。補助機関等の会議の公開に関する指針に基づきまして、本会議につきましては公開とすることを御承認いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

なお、既に公開を前提に、報道機関への周知、傍聴の募集を8月26日に行っておりますことも御了承いただきたいと存じます。

本日の会議につきましては、現在のところを傍聴希望者はございませんけれども、京都新聞社の記者の方が1名、先ほど来られております。

それでは、改めまして第5回滋賀県社会教育委員会議の開会にあたりまして、議長より御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(議長)

皆さん、今日はお疲れ様でございます。

春先に1回行って以来、お集まりいただきまして、今日は、我々が2年間をかけて考えてきました今回の研究テーマにつきまして、素案を事務局でまとめていただきましたので、それにつきまして、今日は皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

次回は年明けごろということ聞いておりますので、そこで、最終的に作り、提言申し上げるというような流れになろうかと思っております。

議論の中で申し上げたいと思っておりますけれども、ぱっと見た瞬間、ちょっとタイトルからして中身を表していないなど。これは多分何かいろいろ事情がおりなのかなと想起しますが、それは説明を聞いていただきたいなというふうに思います。

あとですね、毎年言いますが、補助金についても、予算協議はまだ始まってないですか。まだということで安心しましたが、そのことについても、この委員会でお諮りをいただきたいというふうにお願ひします。1月になって、またこうなりましたということで、委員会の委員としての意見を挟む余地がないということはないように、何らかの手段で我々に諮るように、この場をかりてお願ひをしておきます。

それでは今日、2時間ほどお付き合いただくこととなりますけれどもどうぞよろしくお願ひします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に本日の委員の皆様の出席状況について御報告を申し上げます。

本日は、全員の委員の方の御参加ということ承っておりますけれども、現在のところ3名の委員が少し遅れられるということで御連絡をいただいております。

滋賀県社会教育委員会議規則にございます、3分の2以上の委員の御出席を持って定足数に達することになっておりますので、本会議は成立している旨を御報告させていただきます。

本日は、昨年、委員をしていただいております方が、転勤により今年度変わられまして、新しく大阪ガス株式会社滋賀地区副支配人となられました方に委員の就任をお願いしております。本日最初の御出席となりますことから、一言御挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(委員)

御紹介いただきました、大阪ガス滋賀地区副支配人をしております。

前任が委員をしていたということで、引き継ぐ形で参加させていただきますが、今までの議論について、よくわかっているわけではございませんので、できるだけキャッチアップを早くして、お役に立てるようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは本日の資料の確認、それから日程の概略等を、事務局より説明をさせていただきます。

それでは本日の配付資料ですが、ホッチキスどめの資料が、2部ございます。次第が表紙で、資料1、資料2、資料3の1までとじたものが一つ。そして、二つ目のホッチキスどめの資料が資料3の2でございまして、本日中心になって御検討いただく提言の素案です。そして、1枚物の資料4、チラシとリーフレット一部ずつ、資料として配付させていただきます。御確認をよろしくお願いいたします。

そして、本日の日程ですが、次第のところにもございますように、提言の素案につきまして、今までお話いただいたこと、次回の最終回へ向けましての討議ということでお願いしたいと思います。途中休憩を挟みまして後半の討議をしていただいて、連絡事項、そして、閉会と、午後4時を予定として、本日の会議を進めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、議長にお願いをしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入ってまいりたいと思います。審議テーマですね、本日の審議主題の説明について事務局のほうから、まずお願いいたします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。

まず議事の一つ目、報告事項ですが、今回特に、報告事項というものがございませんでしたので、審議テーマへ移らせていただきたいと思います。

審議テーマにつきましては、前回までと同様に、教育の出発であります家庭教育に期待される役割にかかる協議ということです。そして、審議の方向性ですが、資料1をご覧ください。

第4回の社会教育委員会議におきまして、提言の骨子を提案させていただきました。各委員の皆様からさまざまな御意見をいただく中で、再度整理をします。皆さんの御意見の中では、家庭を支援する、潜在的な地域の人たち、支援者、取組はたくさんある。どのように役割分担をして、地域全体で支えていくのか、整理をし、施策として一定のモデルを考えていくということが挙げられます。

そして、今回は、最終的な提言へ受けての、現在までの審議の整理と確認の段階にとらえまして、審議の内容につきましては、太線枠囲みになっております。この観点に沿って、委員の皆様から御意見をいただきたく存じます。

4回目までの審議内容については、資料2で確認をいただきたいと思います。4回目の内容につきましては、資料2の16ページから18ページにまとめております。本日は、主に提言の(素案)について討議いただきます。前半で「提言の構成」と「提言の(素案)」の内容について、ご意見をいただきたいと思います。後半で、具体的な方策に必要なことについて、討議いただきたいと思います。

今回の審議を受けまして、提言としてまとめていき、12月から1月頃を目途に第6回会議で確認、修正をお願いし、年度内に提言を取りまとめ、教育長へ手渡し、教育委員会で報告いただくという流れとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

このことにつきまして、委員の皆様から何かご意見はございますか。特によろしいですか。それでは、続きまして、審議内容の確認でございますね。事務局からまた御説明をお願いいたします。

(事務局)

先ほど、本日の会議の流れについて説明させていただいておりますが、ホチキスどめの二

つ目の提言(素案)についての討議の進め方についての、御説明をさせていただきます。前回の資料として提言の骨子ということで、資料3の1、一つ目のホチキスどめの一番最後の部分、22ページから24ページに骨子の案ということで提案させていただいておりました。

この提言の骨子案をもとにしまして、本日皆様に提案させていただきますものが提言の素案ということでございます。今までの審議の流れでありますとか、整理しながら、最終的な提言に向けて膨らませたものとなっております。今回も構成でありますとか、中身につきまして、皆様から御意見をいただいて、具体的な施策へ詰めていくと。施策についての案も、御意見をいただきたいなというふうに考えております。

(議長)

資料1を説明されましたか。今、どこを説明してもらいましたか。

(事務局)

資料3の2です。今回新しく出させていただく、資料でございますので、こちらの中身について審議をしていただくということを、お話をさせていただいたのですが。

(議長)

わかりました。

今日は、資料の3の2の素案について、中身を見ていただくということです。この素案について御説明をまずいただくということです。そこをお願いいたします。

(事務局)

すいません。説明があっち行ったりこっち行ったりしております。

前回までの中身につきましては、一つ一つ見ていくのは、時間がなかなかありませんので、まとめたものとして、素案のほうの審議をいただくということで、まず、討議の前半で、この提言の構成がこれでいいかどうか、1ページ、目次として、提言にあたってというところから、提言に向けて、方向性、そして、提言、あとがき、資料という形で、目次として考えております。あと、2ページには、提言に向けてということで審議の流れ等も載せております。3ページから具体的な提言の構成と提言となっていくまして、4ページ以降、皆さんに御審議いただいた中身をいろんな観点からまとめたものとして書いております。そして具体的な、施策へ向けての提言ということで、7ページ以降に今までの資料として御提供いただきましたものとかをまとめております。

特に、今後、モデル事業とかマニュアル作成に向けまして、実施していくためにはどういうことに気をつけなければならないのかといったあたりを、8ページで、今回討議いただく観点をまとめてございますので、この観点について後半ご審議いただければということを考えております。

(議長)

8ページのところを、今日、討議をするということですね。まずこの内容について概要を説明いただいたほうが良いと思います。そこに入ってもらってよろしいでしょうか。

(事務局)

それでは、討議の前半ということで、提言の構成と内容について御説明をさせていただきます。

先ほど、2ページのところでは、今回の提言に向けてということで、審議テーマが、全ての教育の出発点になる家庭教育に期待される役割について、子どもたちの学ぶ力を育むためにということで、始めております。テーマ設定の背景、そして、審議の方向、課題の整理等を行っていく中で、最終的には、社会教育でつなぐ滋賀の家庭教育支援というところで、具体的なことを提言として出していければというふうな形で、審議は進んでいったかと思っております。会議の初めにも、この審議テーマの副題の辺りが、その内容とズレてきているのではないかといたした御意見もいただいておりますので、そのことについても、御意見をいただければなと思っております。

そして、3ページをご覧ください。3ページは提言の構成としまして、前回提言の骨子を提案させていただきました流れと同じになっております。まず家庭教育を取り巻く現状と課題。家庭教育のとらえ方、そして地域社会の現状、課題がどのようなものであるかということ、皆様の御意見を4ページ以降にまとめております。

いろんな課題が出てきた中で、やはり教育と福祉と地域をつないで、家庭教育を支援する社会の体制づくりをしていかなければならないということで、提言として、困難な課題を抱えた家庭に対して、身近な人材による支援にとどまらず、必要に応じて専門家や専門機関、団体等による支援につなぐことができる連携体制を整備するという言葉で提言としてまとめております。

そして、具体的な方策ということで、提言の構成を考えております。家庭教育の重要性から始まりまして、現在の課題、そして、学力のことについても、御意見をいただきました。また、地域社会の現状・課題の中では、それぞれの委員の皆様から発達期ごとの課題や、大切なことについて、御意見をいただいたものをまとめております。そういった中で、6ページでは、教育と福祉、そして地域をつないで、家庭教育を支援する社会の体制づくりが必要であるということで、学校と地域の連携、企業との連携、行政内部での連携、スクールソーシャルワーカーの機能、子ども、家庭の支援につないでいくためにということで、箇条書き形式ではありますが、まとめさせていただきます。

この中で委員の皆様から意見を出していただいたこと、できるだけ、逃さないようにまとめたつもりですが、「この部分については、ちょっと抜けているので、やはり、盛り込むべきではないか」というようなことも、お気づきの点がありましたら、皆様から、この提言の

構成から、7ページのところまで、この部分について、まずは、前半で御意見をいただければなというふうに思っております。

(議長)

はい、わかりました。

素案に対して、今日は時間もあと1時間しかありませんから、前段後段と分けまして、素案の1、2、4ページから、構成、目次から7ページのところ。現状と課題、それからこういう社会の体制づくりが必要だということまで、前回までの、我々の議論を踏まえていただいて、事務局で整理をしていただいた分は7ページまでになりますので、そこについて、委員の皆様から、漏れないかとか、さらに付け加えることがあるのじゃないかとか、そういった御指摘等いただければ、ありがたいということです。

そして、後段には実際に、マニュアルに向けて、こうあったらこうだということも8ページ以降で、具体的方策について議論をしていくと。こういうことをご覧いただいているということでもよろしいでしょうか。構成から7ページまでにつきまして、皆様何か、御意見等は、御質問等でも結構ございますけども、何かございますか。

これって皆さんに、事前に行っているんですか。昨日ですか、そうするとなかなか読み込む時間はちょっとなかったと思います。

(事務局)

すいません、ちょっと補足させていただきます。

こちらの不手際がありまして、少しお時間5分くらいとって、少しこの2ページから7ページにかけてお読みいただいて、先ほど漏れている点とかありましたけれども、やはりこういった論点に立つときに、皆さんの中で、ここをやっぱり強調すべきだよねとか、こういうことが大事だと思っているとかいったことですが、改めて一言ずつでもいただけるとうれしかなというふうに考えているところでございます。

どうしても意見を集約しておりますので、少しずらっと並べた感があるのは事実でございますので、特にやっぱりここが、それぞれの立場から大事だよねとか、こういうことを入れ込むべきだと思う、とかいったことを中心に御意見いただけるとうれしかなというふうに思います。

(議長)

ということで、少しお読みいただいた後に、ご意見をいただきたいと思います。これまでの復習でしかないわけですね。ここからは何も出てこないと思います。プラスアルファが何かあるかもしれませんが、今日は、具体的な方策について、やっぱりより深い具体的なものを、今回話すのがメインじゃないですか。私も昨日もらったばかりですけども。これは8ページを白紙で、意見をいただきますというふうに書いてらっしゃると思いますが。これは、準

備としては合格点じゃないです。

だからこういうテーマに対して、事務局として原案としてこういうことではないだろうかっていうところまで書かないと。ゼロから委員に全部意見を出してくださいっていう意味が含まれているんでしょうけれども、時間も足りないし、それは無理です。ですから、この前までの議論の中で、大体事務局として、こういう方向だっっていうのは、多分仮定ができると思います。それに対して、委員会でどうかと。プラスアルファどうですか、そうじゃないですかということを確認してもらおうというぐらいの段取りにしておかないと、とてもじゃないけど1時間の会議の中で、これは白紙ベースから埋めていくなんて無理だと思います。

(事務局)

作りが悪かったところがあると思います。7ページまでの議論のまとめがある中で、資料4のポンチ絵がございます。これを今後の取組の方向として、考えているものでございまして、いわゆる地域の中で、多様な主体が連携したものを作って行くに当たっては、ある程度モデル的なものしっかり作っていく中で、マニュアルであるとか、具体的なノウハウであるとかいったものを抽出して、それぞれを県下へ広げていくというような取組を地道にやっていく必要があるかなというふうにも思いまして、ある程度具体的にお金を付けてやっていく取組の案として作っております。今後進めるに当たって、ここの白紙にしているような部分をまだ討議しないといけないというところもございましたので、まずは、資料4の当課の考えている方向性も説明させていきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。それを私も言おうと思いましたが、この資料4の、今、課長がおっしゃったようなこれから県として考えていらっしゃる具体的な方策案と、それにともなあって議論してほしいところと、皆さんの案もあるわけです。困難な課題を抱える家庭がどのような家庭か、ある程度わかります。こういう家庭と考えますけど、こういうことでよろしいかということです。

そういうことを想定して、この資料4のスキームをつくられたわけです。だから、この答えはある程度持っていていらっしゃるわけです。そこを説明していただいた方が議論できると思います。そういうことをご説明いただけませんかでしょうか。

(事務局)

社会教育委員会議会でいろいろな御意見をいただきましたことで、支援が届かない家庭に支援が届くかということ、現段階でのたたき台ということでございます。幼小中教育課とも検討した中で、やはり、家庭にまで届けていくというのは、講座とか、相談のように待っているだけではだめだということで、届けるためにも、市町でアウトリーチ的な取組がで

きるようにしていかなければならないということ。ただ、ノウハウがない中ではそういうことが難しいので、福祉と教育をつなぐ役割として県のスクールソーシャルワーカーさんがいらっしゃいますので、その方から家庭にどのようにして支援を届けていったらいいかというのを、アドバイスをいただけるような、そういう、事業をモデル化ということで考えているのが資料4でございます。

各地域におきましては、家庭教育支援チームといったものを組織されておりますが、まだまだアウトリーチ型、家庭に入り込んでいくのは難しいことがございますので、そういったところにアドバイスとかをいただきまして、実践のノウハウを蓄積して、それを、最終的なマニュアルや手引き等にまとめていき、県域へ広げていくということでございます。これを来年度幼小中教育課と連携しながら進めていければという案でございます。これするとき、連携するとき気を付けなければならないことは何なのか、広めていくためにも大事なこと、実際、家庭教育支援チームにどのような方が入っていただいたらいいのか、そして、最終的には、地域全体がつながるために、その仕組みをつくっていくために、社会教育としての果たすべき役割は何なのか、そういったところで、8ページの討議の観点として書かせていただいたということでございました。

説明が足りなくて申しわけございませんでした。

(議長)

そういうことだと思います。8ページの上から順に、今、事務局としてお考えになっていることを説明いただいた方がいいと思います。繰り返しますけど、困難な課題を抱える家庭というものをどういうふうに想定されておられますかと。それに対して、皆さんからそれでいいだとか、そうじゃないとか、そういうふうに議論が展開されます。そこが全くないから、無理だと思います。そこをお示しいただきたいと思います。

(事務局)

まず、困難な課題を抱える家庭がどのような家庭かということなのですが、9ページをらんください。家庭教育支援の内容と支援者ということで、前回の資料から少し変えてあるものですが、保護者や家庭にどのような様子や課題があるのかいうところで、誰がどのように支援していくかということですが、特に、下の二つの部分につきましては、福祉的な部分でかなりアプローチが必要だろうということになってきますので、社会教育の分野として、アプローチしていくのが上の2段の部分なのです。いろんな悩みなどを抱えながら、関わりがなかなか持てない方、そういった家庭も入ると、皆さんの御意見から考えております。その部分を対象としてアプローチしていくということで、皆さんの御意見をいただければありがたいです。

(議長)

そういうことを、文章で案としてお示しされたほうがよかったと思います。表を見たらわかるというのではなくて文章で。そうすると、実際の虐待とかで、児相とか、福祉の専門機関が乗り出してくる前に、社会教育の家庭教育という部分で気づける範囲の子どもたち、世帯です。そういうところが対象になってくると思います。そういうことを書いていけばこのところは出てきます。そういうことを皆さんと議論してきたと思います。

一つずつやっていけばいいのかもしれませんが、困難な課題を抱える家庭については、一言でいうとそういうことかと思えます。表の上二つのあたりが、主であろうというふうなことだと思いますが、それにつけ加えておくべきことですか、意見等がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あるいはですね、事務局がまとめていく間に、ここは気になるというか、ここを切り込みたいところを投げかけていただいた方が早いかもしれません。こう書こうと思っているけれど、何が問題になっているのかという所を。

(事務局)

私のほうから少し補足といいますか、投げかけをさせていただきます。基本的に上から2段目のあたりが従来の家庭教育からもう一步踏み込んで対応していく部分だろうというふうに思っておるんですけども、ただ一方でいわゆる経済的な負担だとか、あるいは時間的に余裕がないだとかいったレベルのものから、必ずしもそうではない、つまり、一見すると、比較的恵まれた家庭かもしれないけれども、そういった家庭も課題を抱えているというようなところもあるという指摘を前回いただいていた、そういったところも表現の仕方として、「しんどい」だとかいう表現をしてきたんだけど、捉え方として、隠れて、見えていないところもあるか、というようなことを少し気にしていたということでございます。これは、例えば学校の実態だとか、地域活動の実態の中で、今起きている現象が、皆さんそれぞれのお立場で、こういった問題点もあるようだとか、補足していただくことがあればお聞きしたいなと思いました。

(議長)

ちょっと具体的になりました。一般的には、貧困世帯とか、あるいは虐待の親に明らかな問題がある世帯ということだけでなく、経済的には裕福けれども、社会的地位があったりするけれども、そういう中で虐待が行われているだとか、そういった世帯に対して社会教育としてどういったアプローチができるのかと。それを対象としてとらえるのかということにも困難さはあるということです。

そのあたりは、委員にお聞きしましょうか。どうぞ。

(委員)

失礼します。8月28日から2学期が始まりましたが、その中で子どもの姿として、学校に来にくくなる子っていうのは出てくる現状があります。その中で、先ほどの経済的とか、時間的な問題があるとか、そういう、家庭側からではなくって、その一人ひとりの子どもに寄り沿って、なんでだろう、何が問題だろうと、何が課題だろうということで、保護者の方も来ていただきながら、どうしてだろうとか、どこで育ちの中でだろうとか、どういう接し方でしたらよかったのかというふうな相談を今、学校でしているわけです。そういったときに、やはりスクールソーシャルワーカーさんであるとか、スクールカウンセラーさんであるとか、そういう専門的な方と、つながりながら、今まさに、いろんなことをしているところです。

課題のある家庭というよりも、子どもの姿として、やはり何か出てきたときに、個によって違うところです。ケースバイケースでそのケースの中で、どこが課題だったんだろうかというふうに。学校としては、子どもを中心にみますので、まずは、子どもの姿から見た家庭、家庭に課題があるばかりではないと思うので、様々な要因を見ながら、家庭とも連携しているところです。以上です。

(議長)

だから世帯というふうに見ていくのではなくて、子どもに表れている現象から見ていくということをするれば、世帯で区切っていくということよりも、症状の表れている子どもは全て対象になるっていうことです。それを社会教育の現場でも見抜くチャンスがあるんじゃないか。社会教育の介入する余地があるのかないのか、ということはずっと議論してきたと思います。いかがでしょう。

(委員)

なかなかまとまりのつかないような、今状況ですが、前にうちの学校の状況という中で話をさせてもらったことがあると思います。

現実、うちの学校は滋賀の中でも1番虐待が多いです。それから不登校も多いです。単親家庭も1割を超えていますし、また、生活保護家庭も1割を超えています。こういう状況の中にあって、普段の子どもたちの様子というのは、大方は、明るく元気に学校に来てくれているということですが、その裏側で、子どもたちのいろいろな悩みであるとか、不安だとかいうものはあります。

一つの現象として、例えば学校に行きたくないとか、うちの学校でもやっぱりいじめに関わって、学校に来られないとかいう子もいますので、そういうものに表れてるいるなあと。社会から見ていきますと、例えば対教師暴力とか反社会的な行動がないから、この学校はいい学校だというような見方がかなり強いのですが、私自身としては、虐待とか、いじめとか、それから不登校とかのほうが、課題としては大きいと思っています。

この前も小学校の先生と話していたのですが、その小学校の先生から、「年々子どもたちが幼くなりますね。」という話を聞かせてもらいました。それは何なのか、そういうところと、世の中と、社会教育の話とかが果たしてマッチしているのかなあということも思います。幼稚園の先生からすると、先生と子どもとの関わりみたいなものが、後々、中学校まで尾を引いている。だから中学校でも、先生との出会いとか、仲間との出会いというのは、かなり大きく、その辺のところも思って、子どもたちを見ていかないといけないと思います。

そして、いまさらながらなんですけれど、中学校になってきて、この子は読み書きができないとか、子ども同士の関わりが十分でないというのが、今になってわかるというようなことは、やっぱりもっと早い段階でもってそういう子どもの状況というものを掴んでいかないといけないなあというふうに思います。

この前、虐待ということであると、ある家庭の中でルールがあるのですが、ルールを守らないので食事を与えないとか。それから、その家庭は、子どもを見張るためのカメラを付けました。これも大変ひどいことだと思いますが、そういう子どもは給食をたくさん食べますし、学校は休まない。なぜかという、家にいたくないから。

多種多様ではありますが、そういったところに、もちろん福祉とのつながりでケース会議を開いたりもしますが、何か、学校の認識と違う、というようなことも痛感しています。ケース会議を持たしていただいても、最終的にそれはもっと学校が頑張らないと、ということを言われたことがあります。そうではなくて、なかなか学校に来られないとかがあるから、こういう状況だから、この子はもっと福祉のほうから、という話をするのですが、それはもっと学校で頑張ってもらわないとどうしようもないじゃないですか、と言われるともう話しないでおこうという部分もあったりするので、ケースケースによると思うのですが、虐待ということ一つについても、連携してやっていくというのが大変難しい状況にあるなあということを思っています。

(副議長)

ニーズとシーズということをボランティアとかでよく使われるんですけど、ニーズでSSWさんに頼まないといけない時点で、後追いになっています。

だから、シーズ、種の部分で、今、委員がおっしゃったように、周りの人がこれ危ないぞと気づき始める辺りで対処できないか。必要とされるときに、協力とか支援するときにはもう後追いだから。かなりゴチャゴチャとなっているところに、専門家が介入してもなかなか難しいところがあると思います。ましてやそれが中学生にもなると、随分と年月を経ていると思われるので。そういう部分でこれからは、幼稚園・保育園の段階でセーフティネット的な整備が求められると思います。

幼いって話も、従前は、家庭教育や地域社会に自分の子ども以外に対しても地域の子どもの育てる強い意志と人と人のつながりがあったように思います。そんな環境下で子どもたちが数多の経験を何層にも何層にも積み重なったうえで、小学校へ行っていたのが、今

は、家庭も地域社会もそのあたりのことはかなり脆弱になっています。

だから、シーズの状況でどうやって見きわめコミットするかっていうのは、この資料の下の部分の福祉と社会教育の連携が重要になってくると思います。もうちょっと何か、言葉、連携というのは言い尽くされているので、何か違う表現はないでしょうか。今、注目されているこども食堂にヒントがあるんじゃないかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

大体、5項目ありますから、1時間しかありませんので、15分ずつくらいしかないんですね。まず一つずつまとめていきたいと思います。

皆さんの意見を、私なりに解釈しますと、こういうことかなと思いました。

つまり、今までは、貧困世帯ですとか、何とか世帯ですとか、そういうことから入ってきましたけど、そういう定義ではなくて、実際に児童生徒に何らかの現象が現れている、そういう子どもたちが対象であると。副議長がおっしゃったニーズの方だと思います。また、そのような症状が表に現れていない、シーズ、ですね。そういった子どもたちも対象であると。そういった子どもたちを抱えている家庭の現象であると。こういうのが困難な課題を抱えている家庭かなと。私は、整理をしたところでございます。

さらに、ご意見があればいただきたいのですが。こういったところで事務局にはまとめていただきたいと思います。

2つ目のテーマに行きたいと思います。

今、委員の皆様から連携についての話も出ておりましたが、多様な主体としての連携をどうやって作るのかと。今の連携というのは、言葉はあふれているのですが、我々の目指す社会教育の連携というのは、今の、課題のある子どもたちを救うためのどんな連携が考えられるのか。事務局の考えと、悩んでおられるところを提起していただければと思います。

(事務局)

連携につきまして、会議でも何度も必要であるというお話はしていただいております。ここに入っていくために、教育と福祉をつなぐために、一つのモデルとしてスクールソーシャルワーカーさんに入っていただきながら、連携を作っていくというのが一つの案でございます。

しかしながら、どこに入っていくのか、全県に行っていくことはできませんし、まずは、モデル的に家庭教育に取り組んでいただけたところに入っていただいて、支援チームへのアドバイスや学校とのつながりをしていくところから、最終的には、地域全体の連携と、自治会との連携という部分も大事になってきます。そういった連携を、まずはこのモデル事業から始めていければと考えております。

補足させていただきたいと思います。

これ自体はある意味ではベーシックな手法を書いております。連携と一言と言っても、これは本当にもう一步踏み込んで、課題を明らかにしてやっていかないと、なかなか理解いただけないのかな、と一番危惧するところです。また、対象の部分については、いろいろとご示唆をいただいている、まずは提言にしっかり書き込みまして、それを踏まえて、連携のあり方についても、考えていくということをやりたいと。一言で連携といっても、様々なレベルの連携があります。市町の行政単位の連携から、機関単位の連携、各学校単位の連携、ケースレベルの連携まで、手法としてもいろんなやり方があり、月1回会議を持つのか、スパンが短いほうがいいのか、長いほうがいいのか。それぞれの現場の実態で見たときに、どこが動かないから難しいとか、こことここで意思の疎通がうまくできないだとか、連携を作る時にも段階別で考えないといけない、というところまでは議論していたのですが。

モデル的な取り組みを考えていくときに、連携ということをもう少し分解して考えていくときに、県がノウハウを蓄積すると書いていますけれども、連携といってもそれが難しい、何が一番困難なのか、率直に思われるところをご意見いただければと思います。

(議長)

ありがとうございます。

我々が見失っちゃいけないことですが、我々は社会教育委員です。ですから社会教育の立場から考えるというのが原点です。どこまで行っても。そうしたときに、今の社会教育関係の団体、あるいは組織というのが、それが本当に自主的な連携をもっているのか。あるいは、地域に存在する社会教育団体、機関というのが本来の子どもを見守る役割を担っているのか、ここが問題だと思います。それを忘れないようにしたいと思います。

先ほど委員がおっしゃったケース会議。それはスクールソーシャルワーカーが関わられる会議ですか。どういう所が音頭を取って、実際どんなことが行われていて、連携に対してどういうふうに、取り組んでおられるかお聞かせいただけますか。

(委員)

今ほどお話がありましたケース会議というのは、資料のちょうど9ページのところをごらんください。

資料4のところですが、一番下の児相のところとか、市の家庭児童相談室が担当する中段より下の部分のところ、要保護児童対策地域協議会というところで、福祉で守秘義務をかけた中でされるケース会議と、校内で子どもたちの支援について総体的に考えるケース会議と両方ありますが、今ほど中学校のほうからお話があったような福祉課題の重たいケース会議というのはこういった福祉部局がイニシアチブをとられて児童福祉法に基づいてする会議ですので主体は福祉です。

ただ、学校問題で、小学校さんの不登校で背景に何があるかなとか、親子関係はどうかしらとか、経済的に豊かではあるけれども、暴力もないけれども、発達課題でしんどさをもって登校できないとか、そういったケースでしたら別に、児童福祉法にかかるような審議もかけなくても普通の学校連携でできるケース会議ができます。そういったときは学校が主になったりします。福祉的な部分っていうところ、箱にある下のほうの部分というのは本当に専門職が必ず入らないといけない。関係機関で、守秘義務守りながらそれぞれの役割を分担するというきちんとした会議が要りますので、そこが、会議の目的というところが違うかなと。それによってイニシアチブをとられる立場が違います。学校と地域が連携されるときに子どもについて地域の方と、学校さんがお話されるよりも、こういった福祉課題を全部連携ということで伝えられるかという、主任児童委員さんまで伝えられる情報、地域の自治会さんに伝えられる情報、スクールガードさんに伝えられる情報、そういったところも情報をきちんと考えて伝えていかないといけないので、何でもかんでも伝えていくというのが連携でなくて、専門的な連携が必要な部分は専門職、そして、地域で見守りすることに必要な情報がきちんとした顔の見える連携でしていくことが大事だと思います。そういった個人情報取り扱いを考えますと、連携の枠組みが、お話しされたように、守秘義務もかけた会議の場の組織の連携のあるシステムを作ること、そして顔も見える関係でつくる連携のあり方とかそういったことを、どういうふうにしていくかという、組織のシステムのところを明確にしていくことがいいと思いますので、個別のミクロレベルの情報を話し合う場と、話し合いした後、誰が担っていくべきで、どんな頻度で、どのことについてというところも、明確にしていくことがどこの市町でもできることだと。

ただ、抜けてはいけないポジショニングであったりですとか、大切にしておかないといけない視点とか、そういったリスクマネジメントをきちんと押さえた上で、地域の方が、子どもたちの見守りに必要なことを一緒に考えられる仕掛けを、会議のあり方、連絡協議会の開き方、個別のケースの考え方、そういったことをきちんとつくっていくことが大事ではないかと思います。ソーシャルワーカーを絵の中に入れてさせていただいたのも、ソーシャルワーカー個別のことだけでなく、個別の子どもの問題、親の問題、そこに携わってくださる学校さん、そして地域の社会資源、皆さんがつながっていけるように仕組みも一緒に考えないといけない立場なので、そういった仕組みづくりもこれから雛形ができていくと、家庭教育支援チームもどういうことをするのかを、学校の何先生にどんなふう伝えていくことで、後々、しんどい家庭が福祉部局に伝わるかっていうことがわかると、お母さんにどんなことを伝えていけばいいかっていうことが具体でわかると思うので、そういった5W1Hであったり、会議のあり方であったり、ハード面をきちんと細かいところは仕組みができることが必要ではないかなと思います。

レベルに合わせて、会議もそうですし、先ほど困難な家庭というところで、やはり、親子関係のしんどさや発達課題の2次障害などの問題、対人関係ですとか、福祉課題だけでは説明がつかない家庭のしんどさというところがあるので、子育ての困りというところでフィ

ルターをかけていただくと、いろんな意味で共有できるのではないかと思います。

(議長)

要保護児童対策地域協議会とか、ケース会議ですとか、社会教育関係者は入っていますか。どういうメンバーの繋がりがありますか。

(委員)

例えば福祉部局から招集をかけられますので、そこに、主任児童委員さんがいらっしゃる場合もありますが、例えば公民館ですとか、子ども食堂ですとか、どこまでとなったときに、そこは、市町によって、関係機関ではありますけれども、そこはいろいろであるのも現実かなと思います。その会議にいらっしゃるのもあれば、家庭教育相談室の方が、例えば、地域の見守りで公民館のところとか、子ども食堂でとか、土曜教室のときにこんなことをとか、全ての情報を言わなくても、ここだけ気をつけてほしいというのが本当の連携なので、会議に入られる入られないのでなくて、末端の実働隊の方が安心して、子ども支援できるように専門職は、情報を、いろいろコーディネートしながら伝えているのが現実かなと思います。

(議長)

そういう専門職の人が圧倒的に不足しているわけですね。そういう中で、地域協議会というのが機能して、子どもたちを見守っている人たちがその会議の中に入っているか、情報伝達しているのかと。そのあたりが一番問題だと思います。それをやっぱり、スクールソーシャルワーカーのような専門職の超人的な働きに任せるのではなくて、きちんと社会教育の立場から、社会教育関係者が音頭を取るべきですよ。それは福祉の分野だとか言うんじゃないくて、そこを詰め寄っていく努力を、社会教育の立場から実践しなくちゃいけない。ちょっと結論的になりますが。

社会教育と福祉も連携しましょうということよりも、まずは社会教育の立場から、やれることをやればいいですよ。そこが社会教育関係者に欠けている視点だと思います。なかなか難しいところですが、それをまとめていただきたいと思います。それと関わってきますので、次のところへ行きたいと思います。

各学校、各市町の取り組みをどのように県域へ広げていくか、課題だと思いますが。ご意見のある方いらっしゃいますか。まず、事務局の考えをお願いします。

(事務局)

広げていくためには、モデル的な地域を作らせていただいて、そこからどうすれば連携とか家庭に入っていくということが出来るのかということを、具体的な形で、どこの市町でも出来るようなものを形作って、研修会やマニュアルにより広げていくことができれば

ばという一つの案でございます。それだけで広がるのかということもございまして、そういったあたりでも御意見いただければと思っております。

(議長)

課長からございますか。どうぞ。

(事務局)

9ページのポンチ絵で、モデル的とか書いてあり、ノウハウ蓄積とマニュアルという話もあつたかと思っておりますが、そこで、何を抽出するかということがとても大事なかと思っております。今までの議論の中で、やっぱり社会教育関係者が本当に巻き込んでいるかどうかというのはかなり疑問があるかと思っております。その中でひな型という話もありましたけれど、実際に巻き込むひな形を作っていくということが一つ、ポイントになるだろうと思っております。

それ以外に個人情報の扱い方とかいったものというのは、ある程度ノウハウがないとなかなかできないのかなっていうところも実際にモデルを進めて行くところで一番ポイントかなと思っております。抽出すべきポイント、モデルをやっていく中で、きちっと詰めておくべきもの、先ほど言ってきたものが幾つかあると思うんですけども、こういうところは、抽出していかないと、なかなか、現実無理なんじゃないか、あるいは学校現場でできないとか、いうことがあるかと思っております。それがほかにもあれば、今のうちに論点として出しておく、実際モデルをしていくときに、そこを注視しながらやっていけますので、いいのではないかと思っております。

(議長)

モデル地区を作ってやっていると。各市町の社会教育委員会っていうのがあつたわけですね。私も大津と草津の委員長を拝命していますが、社会教育委員会というのは、そういう具体的な方策に向かって、市町の社会教育団体の教育を求めて、束ねて、そして何をしたらいいかということの研究して行くのが各市町の社会教育委員会の役割です。ところが今、私の知る限り、ほとんどそういう社会教育委員会議がありません。もう少し、具体的に本当に汗をかく人たちにコミットしていかなければいけないと思っております。そういう意味では、既存の社会教育団体というのは、失礼ですが、私はほとんど期待していません。それよりも具体的に何かやってらっしゃる人から入っていったほうがいいんじゃないかと思っております。ここはどうですか。

(委員)

今、甲賀市には「マルーム」っていう場所ができました。今年の5月に。甲賀市のまちづくり活動センターです。その場所が、もちろん公共の場所で、甲賀市の公共施設ですけれど

ども、今までと違うところが、全館飲食可です。それから、市民団体から個人事業主、企業さん、だれでも使えます。

そしたらどうなったかっていうと、夏休みは人がすごくいっぱい、子どもたちも勉強しに来るし、宿題したりとか。活動室っていうのがあるので、みんな勉強したりとか、個人で事業している人はそこでパソコンで仕事をしたりとかも、あらゆる活動ができる場所ができました。その場所では広告もチラシも置いてくれます。

今までの公共施設は、個人事業主とか企業さんなどは営利目的では置けません。営利目的では公民館を使えませんっていうことで、縛りがあったんですけど、そういうもの全部取っ払ってくださって、もちろん営利目的でする事業に関しては、使用料をこれだけ払ってくださっていうことは決まっていますが。本当にいろんな人がそこに、集われるようになりました。そしたらきっと、甲賀市の担当課さんは、市の中で、だれがどんな目的で活動しているかっていうのがすごく把握できていると思います。すごく見える化になっているような気がします。担当課さんはめちゃくちゃ大変そうですけれども。

そんな形で、やっぱり市の中で、本当に汗をかいて活動している人が、直に見える場所をつくっているというのは甲賀市の強みかなっていうふうに思います。

(議長)

今、委員からヒントがあったと思いますが、私は一方で一般行政の地方自治や市民協働を所管する部署と連携を広げて、伝統的な社会教育関係団体にそういうことをやっているところがあればいいんですけども、そういうところにだけ視野を持って行かずに、もっと一般的な市民活動、いろんなことやってらっしゃる中で、子どもたちに接しているような団体ですとか、人たち、そういう人たちから構築するのがいいと思います。行政がモデル地区を作ると、県から各自治体に行って、教育委員会に行って、それからまた、学校とか、社会教育委員会へと行って、結局上意下達のことになるから、現場と乖離しているわけです。全部が全部とは言いませんけども。それよりも本当に身近に子どもたちに関わっていらっしゃる人たちをいかに巻き込んでいくか。こういう仕組みをやっぱり考えていくべきだと思います。

それは、私も社会教育委員会の立場から言えますけれど、だれかに作ってもらうとか、そんなこと言っていてはだめです。誰も作らない、誰も音頭をとれない。あるいは、社会福祉協議会ですとか、福祉の部分をかなり担ったところは多いですけども、例えば地域の社会福祉協議会なんかでもすごく仕事多いです。とても何かをやってくれなんて言えない状況なんです。だったらお互い協力しあった方が、お互いが楽になれるわけですから。社会教育の方から、我々がやりましょうよと。こういうところは、福祉につないでいきますからとか、しかしこの分野は任せますよと。こういうふうな提言を社会教育の立場から発信していくべきだと思います。それには本当に汗をかいている人たちをいかに地域で発掘して、そして、組織化していくかということが、市町の社会教育関係者に問われていることだと私は思い

ます。ご意見ございますか。

(副議長)

市民のインキュベーションになりそうな施設に関してお伺いしたいのですが。この間、ニューヨークの公共図書館の映画を観たのですが。アメリカの図書館は、今おっしゃったような、既存の図書館でなくて、そういう機能もあるみたいな印象を受けたのですが、その辺はどうですか。

(委員)

アメリカの図書館と日本の図書館は出発点が違うところがありますので、一概には言えないです。でも、図書館は人が集まれる施設です。今、10ページの資料を見て思いましたが、読み聞かせなど親子参加型行事には既に取り組んでいます。そして、愛荘町の読み聞かせボランティアグループには、本当にたまたま民生委員児童委員をやってらっしゃる方がメンバーの中におられます。図書館だけでなく、子育て支援センターなどにもお話し会に行っておられます。ですので、4カ月健診時のブックスタートで出会ったお母さんに、ほんとに気軽に子育て支援センターに来てくれたらいいからねって、心から言える方々ばかりです。

最初の段階で相談してくれるような、お家の人だったらすごく悲惨な事件は多分起こさないと。しかし、そこで相談するか、しないか、どうしようどうしよう迷って相談できないまま(SOSも出せないまま)、どんどん大変な事態になっていくことがあるので、やはりその地域で顔が見えてお互いわかっている、というふうなことから始まるのかなと思います。

初めて親になる人たちに、心配なことがあればささいなことでも気にせず相談してね、と伝えていくことが大切だと思います。三世代で住んでいたら、こんなことで困っているけど、としゃべれますけど、核家族だったら、まして、ひとり親だったら本当に自分一人で頑張ることになります。ここ行ったらいいよ、一人じゃないよ、というのを伝えるために、4ヶ月健診のブックスタート説明のときに、相談できる機関がこれだけあるからねということ伝えていきます。子育て支援センターの会議のときに、その4ヶ月健診にもお見えにならない家庭が心配という話がでます。その会議に、図書館も入れてもらっているのです。愛荘町ではこの10ページの上のところの関わりというのは現状でもある程度は持っているのかなと思います。最初の連絡とる、相談するということが、気軽にできるようになって、連携がうまく回ればすごく大変な事件などは少しでも防げるのかなと思います。

家庭教育と限定してしまうよりは生涯学習だと考えますので、何歳になっても物事は勉強だと思います。だから、子どもを育てたことがない人には、子どもと一緒に親が育つ、子どもも育つけど親としても子どもと一緒に育つので、親になるのなら少しでも勉強してね、こういうふうに子どもに接してくださいみたいな話をしていく。このこと自体は健康

推進課などで、多分みんな今やっていると思います。今みんながやっているところのものをうまいこと繋いで回せるところは、もしかして図書館ではないかなと私は思っています。どれだけのことができるかわからないですが、絵本の読み聞かせなど親子で集まるような催しのときに、いろいろできたらいいなあと思います。公民館より図書館のほうが、そういうことをしやすい立場かもしれないと、このごろ少し考えています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

社会教育施設なり、社会教育関係団体、関係者ができることっていうのもあると思います。そこで全て100%完結するなんていうふうには思わないですよ。それは役割分担です。それは福祉の分野だから我々は何もしないとか、できないとかじゃなくて、我々ができる場所は何なのかということ深くしたり広くしたりした方がいいと思います。

ちょっと関連しますので、支援するためにどのような人が必要か、だれならできるかということ、今、図書館の館長さんがおっしゃってくれましたけれど。

この後は、まだご発言していただいている方に話して帰っていただきたいと思いますので。いかがでしょうか。

(委員)

はい。失礼いたします。

先ほどからですね、困難な課題を抱える家庭だとか、そういった内容の中で昨日資料いただいた中で、いろいろ考えていましたが。一見、先ほど言われているように、金銭面だとか、ひとり親家庭だとか共働き、いじめだとか、問題っていうのも、本当に多種多様ということも考えられますし、そのための支援という部分を一言で、ある部分で言いますと、先ほどの資料4の、この部分でモデルとしてできあがっているのかなと。

課長も言われていましたように連携というよりも、分解という形で、連携の中であります、子ども食堂だったりとか、NPO法人だったりとか、そういった、各団体の中で、数だとか、実際賄え切れているのかどうか。

学校関係でいいますと、ソーシャルワーカーが全く足りてないということですが、それを一つ一つ分解していく中で、見ていく中で、さらに、必要なことが出てくるのかなというふうに思っております。

支援するためにどのような人が、という部分で言いますと、今日ちょうど新聞のほうに載っていたかと思いますが、学校のいじめのことだとかですね、助けていただきたい学校の先生がラインの内容を消すだとか、そういったことでうまく応えてなかった結果が事実あったと。ちょっと悲しい気持ちで読ませていただきましたけれども、学校の一つの内容としましても、そういった形で、生徒一人ひとりが、どういった人に相談すればいいのかというあたりとか、常日ごろの声をかけていただけるような仕組みであれば。

学校にはいじめというのは、あると思います。本当にいろんなコミュニティの社会だとか、そういったところでも、人が、2人3人集まれば、どうしてもいろんな状況で、上下関係ができたりとか、それはいじめに対して、広がっていくという事はあり得るかと思しますので、そういったいじめというものはあるものという前提で、そういった場合に、果たして、こういった方に相談だとか、逃げ込める場所を常日頃伝えているようなことがあればいいなというふうに思っております。

支援、連携という言葉ありますけれども、一旦分解して、その箇所その箇所で必要な答えを導き出して、今足りてないのは何があるのかなというふうに導き出せばまた答えは少しずつ出てくるのかなと思っております。以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

やっぱり困難な家庭とか、課題というのは、本人が気づいていない、子どももそうですし、生まれながらにその家庭に育っていると、その日常があたり前であってそれが課題と思っていない子どもであったりとか。大人もそうだと思いますが、自分の生き方とか子育てを疑っていないとか。それが自分のあたり前であり、子どもを苦しめていたり、自分を苦しめていたりすることに気づいていないことが多いのではないかなと思うので、そういった時、そこに気づくのは、その周りにいらっしゃる第三者、学校であったり地域の方であったりとか、お友達であったりだとかがあるのではないかと思います。そうした意味で、人が集まる場所ってというのはとても大切だと思うし、補助金の見直しというの、どこに補助をしていくべきなのか、補助を出さないとよい活動ができない所に、そういう活動をしているところを探し出して行って、補助していくべきかなあと。大人の気づきを与えられる活動というのを何か考えていかないといけないかなと思いました。

(議長)

お願いします。

(委員)

よろしいですか。

私事で恐縮ですが、おなかに子どもを身籠った時から小学校6年生まで、私の生き方として自分に課したことですけれど、一日も休まず読み聞かせをしようと。親として何を残せるかっていうと、情緒的で心の豊かな子に育てばいいなと思って、スタートしました。小学校に入った時はまだ読み聞かせのグループがなかったので、そこから読み聞かせのグループを作って全校に広める、図書館に広める。市内全域にネットワークができるようになった

て、なおかつ地域でもスタートさせて、公民館を使っておじいちゃんおばあちゃんも一緒にしていました。今は子どもも巣立って、だいぶん経ちますが、今になって子どもが時々いうことには、小さいときにいろんな場所で読み聞かせをしてもらったことがよかったと言います。学校の木の下であったり、川のそばであったり、砂浜であったり、いろんなところでしたことが心に残ったよと。

そこで私は、子どもの五感を育てるっていう意味での家庭教育というのは、すごく大事じゃないかなあと考えております。今、不登校対策とか、いじめられている子どもたちの対策とか、すごく大事だと思いますが、これから生まれてくる子どもたち、0歳から6歳までの子どもたち、五感が発達する時期だそうです。脳神経外科の先生が本を出してらっしゃって、五感教育が家庭教育でいかに大事かと大きくなってからよくわかると。3歳までがとても大事だと書いていました。3歳までの経験や認識がその後の人間の成長に大きく影響すると昔の人は言いました。3つ子の魂百まで、という言葉があるように。

家庭教育で大事なものは、保護者の方たちです。家庭教育と取り立てて言わなくても、普段の暮らし方、日常の大切さ、子どもたちと一緒に生活していくということ、良いこと悪いことを家庭教育の中で教えていく、普段の毎日を子どもたちと大切に送っていくということがとても大切な家庭教育ではないかなと思っています。そういった大切さを保護者の方たちに周知していただけるように。

滋賀県は環境も整っていて素晴らしいです。そういった良さを家庭教育にも生かせれば素晴らしいなと思っています。

0歳から読み聞かせをしてきて大切だなと思ってことは、スキンシップでした。だっこして、ぎゅっとして、今思えば一番大切だったなあと今改めて感じています。

そして、今なお、「しんどい子ども」への保護や対策も更に手厚く、一人でも多くの子どもたちの心を救わねばならないと思います。幼少期からの家庭教育といじめ対策、両輪の密なる活動を実践していきたいと考えています。

(議長)

ありがとうございます。

親御さんの気づきといいますか、学習機会というのは資料4にもありますが、生涯学習ってというのは、活動して学ぶこともあれば、実際に学習して普及していくということも重要な役割を担うわけですから。

今、県下の市町の市民大学などでは、本当に今必要なことを学ぶことがほとんどないわけです。やっぱり市民大学とか身近なところで、社会教育について学べる講座を作っていくといけないと思います。

最後の社会教育の果たすべき役割についてですが、これは、今まで言ってきたように、社会教育としてやるべきことをまとめていただきたいと思います。社会教育が福祉の分野までやるとか、そういうことじゃないです。福祉はここまでで、社会教育がここまでということでは

ないです。役割分担です。社会教育として何ができるのかと。

そうしたときに、この素案のタイトルはどうしてこうなりましたか。

(事務局)

この会議が始まる時にの最初の問題設定がこうなっているんですけど、私の認識としては、最初の問題の呼びかけと議論をしていく中で、入り口と出口が大分変わってきたなあという印象があります。出口に合わせたタイトルにしていく必要があるだろうと思います。

(議長)

わかりました。そうであれば、難しいタイトルとか、行政チックなタイトルとかはいらないです。名は体を表すで、資料の4のこれそのものじゃないですか。「困難な課題を有する家庭・子どもを支える支援」じゃないですか。それに対する提言ということでもいいのではないのでしょうか。意味としては、そういうことを表さないと。困難な状況にある子どもたちをいかに救うかっていうことを今回議論してきたわけですから、ぜひそのようにお考えいただきたいと思います。

時間ございませんけれども、ここでということがございましたらどうぞ。

(委員)

汗をかいている人たちとぜひ、行政の方もつながっていただきたいなと思います。汗をかいている人の一人として、声を挙げさせていただきたいです。

これも、社会教育の一部かなと思いますが、おかあちゃんのための部活動というのを、私はやっています。子育てをしていると自分の方に矢印が向くことがなくて、本当に子どもたちのことばかりになって、自分の好きなこととか得意なこととかっていうのを、背けがち、後回しにしがちなので、お母ちゃんの楽しい時間をつくりましょっていうので、勉強会をしたり、それこそお料理教室したりとか、エクササイズをしたりということをしています。

そこに来てくださる講師陣の方も、子育て中の赤ちゃんたち、孤立しがちなお母ちゃんたちのために何かできることはないかっていうこととか、働くお母さんのために何か職を提供させてもらえないだろうかということで、本当にお母ちゃんたちを応援するお母ちゃんがあります。

こういう人達って、困難を有するお母ちゃんたち、当事者に近いお母さんの立場です。そういう人達を、ぜひ巻き込んでいただきたいと思います。

具体的に、毎週木曜日にする部活動ですけども、マザーズコーチングっていうことを個人で講師としてされている方がいらっしやいます。後で配らせていただけたらと思います。このコーチングをぜひ御家庭に広めたいっていうことで、個人でやっておられる方もおられますが、やっぱり個人単位でやっていくっていうのがなかなか広がらないところがあっ

て。でも、行政の方と手をつながせてくださいっていうふうなことを言いますと、個人さんはとか、例えば、営利目的はとかいうことで、チラシを置けません、一緒に何もできませんという、すごく悲しい思いを抱えることがあります。そうではなくて、本当に、事業として営利ではやっていますけれども、地域のお母ちゃんたちを支えたいっていう、理念をしっかり持っている個人の方がいらっしゃるんで、そういう汗をかいている方たちとぜひ、行政の方はつながっていただきたいというふうに思います。お願いします。

(議長)

委員のところでこのモデル地区できませんか。そういう面にも目を向けていただいたらいいのではないかと思います。

(子ども・青少年局)

県庁子ども・青少年局から参加させてもらっております。終わりがけに申しわけございません。

資料4の中で、右下の福祉という箱の中に、子ども食堂がありますが、そのことでちょっと誤解があったらいけないので、お伝えしたいと思って発言させていただきます。

今、全国で子ども食堂がどんどん増えてきているのですが、全国では、最初は貧困対策としてできたところもありますが、滋賀県では、それよりも共生社会づくり、子どもを中心にした地域づくり、居場所づくりということで、滋賀県社会福祉協議会さんと一緒になって、開設箇所を増やしていこうと取り組んでいます。

この図の中にあると、貧困、虐待というところで、一つの場所として書かれているので、貧困対策の一つの解決の場みたいに捉えられますが、そうでもなくって、もちろん子ども食堂は、本当に困難な課題を有すると家庭とか子どもの支援の場でもありますけれども、まずはいろんな方が集う居場所であって、だからこそ県内各地で120カ所にも増えているのですけれども。目標は300カ所ということで、小学校区が250近くありますが、子どもが歩いていける範囲に一つあるように増やしていこうという取り組みをしているところです。子ども食堂を、子どもを真ん中においた地域づくり、共生社会づくりへの取組として進めたいと思っているので、少しこの挙げ方を相談させてほしいと思っています。以上です。

(議長)

いい御指摘をいただいたものと思います。あくまでもポンチ絵なので、省略化したものになりますが、それはまさに社会教育の普遍的なテーマです。私はずっと言っていることですが、社会教育をすごく矮小化して捉えがちです。我が国の社会教育というのは、そうじゃないです。今回のテーマもそうです。だからそういういろんな困難な課題のあるということに対して、幅広い視点で、しかし社会教育として、何ができるのかということを考えるというのが今回のテーマです。

これから1月に具体的にしていかなければなりませんけれど、ぜひ、そういう視点も持ってですね、決して矮小化せずに考えていただきたいなというふうに思います。それを私のまとめとさせていただきます。それでは事務局の方、よろしく願いいたします。

(事務局)

議長、並びに委員の皆様、長時間ありがとうございました。それでは、諸連絡ということで、おうちで読書ブース出展について、説明をさせていただきます。

それでは、前回の会議でも紹介しておりました、県新規事業「おうちで読書」のブース出展について説明させていただきます。別添のチラシをご覧ください。

本事業は、子どもの読書習慣を育むこと、家庭教育の基盤をつくることを目的に、地域の読書ボランティアの皆さんや、滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）締結企業の協力を得て、大型量販店、市町開催イベント等に読み聞かせブースを出展し、アウトリーチ型の啓発活動を展開するところがございます。

読書ボランティアの方々が県内でブース出展いただく日時、会場が、チラシのとおり決定しました。9月11日を皮切りに、来年2月21日まで、計10回行うこととお知らせいたします。本社会教育委員会議の委員にも12月1日のこうか子育て応援フェスタまる一むでのブース出展にご協力いただいております。

委員の皆様には、お近くでお立ち寄りいただける機会がありましたら、幸いです。以上でございます。

それでは、閉会に当たりまして、生涯学習課長より御挨拶を申し上げます。

2時間に渡りまして御議論いただきましてありがとうございました。事務局の準備がなかなか不十分なところもありまして、皆様にはご苦勞をおかけしましたことを改めましてお詫び申し上げたいと思います。

非常に難しい課題に立ち向かっているというふうに認識をしておりまして、大変貴重な御意見をたくさんいただけたと思っております。

資料4を大まかな絵として出していますが、私の考えですけれども、右側の円は福祉関係でのネットワーク、我々は社会教育関係者、しかも実際に汗をかいている皆さんときちんとネットワークに巻き込んでこの福祉の世界と関連することによって、困難な課題を抱えている子ども、家庭をきちんと支援していくというしくみ、スキームを各市町に入れていくことを目指していくのかなど。そういう意味で、まずは社会教育をきちんと大きな枠組みを作って、そこで福祉の方にこちらからアプローチをしていくというようなことを目指して行く必要があるかなと思っております。図書館の話もいただきましたけれども、組織的につながることもあれば、社会教育の世界では、たまたま個人的につながってということも多いのか

なという印象があります。場所があることで実際に汗をかいている団体さんがおられるということ把握して、そこで情報が伝わる状況を作ることからスタートしなくちゃいけないと。その時に、議長がおっしゃるように、社会教育というのを狭く捉えるのではなくて、学習支援であったり、子どもたちのための活動であったり、スポーツ活動、家庭教育支援活動、様々なものがあると思いますが、そこは幅広くとらえて、広い意味での社会教育で汗をかいている人たちをフォローしていくと、そんな仕組みを作っていくことが必要ではないかと思っています。

今回いただいたお話を踏まえて、素案の案といいますか、文章に起こしたものを作りたいと思います。次の会議は、冬になると思うのですが、また、相談をしますが、できれば早目に文章として作って、一度、メール等で確認していただくといった過程を挟むことも必要かと思っておりますので、秋以降にご相談させていただきつつ進めていきたいと思っております。並行して予算の話も進みますので、今後とも御支援御協力いただけるとありがたいと思っております。以上でございます。

それでは、以上をもちまして、第5回滋賀県社会教育委員会議を閉会させていただきたいと思っております。ありがとうございました。